

市川市バドミントン協会規約

第一章 総 則

(名称)

第1条 本協会は、市川市バドミントン協会と称す。

(性格)

第2条 本協会は、市川市体育協会および千葉県バドミントン協会に加盟する。

(事務所)

第3条 本協会の事務所は、理事長宅におく。

第二章 目 的

(目的)

第4条 本協会は、バドミントン競技を通じて会員相互の親睦を図り、各種競技会および講習会等を開催するほか、市川市民の体位向上に協力し、併せてバドミントン競技の普及発展に貢献することを目的とする。

第三章 事 業

(事業)

第5条 本協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 各種競技会の開催および参加
- (2) 各種講習会の開催
- (3) 規程に基づく表彰
- (4) その他、本協会の目的達成に必要な事業

第四章 会 員

(資格)

第6条 本協会の会員は、市川市に住民登録済み、または在勤、在学の者で、バドミントン競技を愛好する者とする。

(構成)

第7条 本協会の活動は地域別、職域別あるいは同好別の各クラブを単位とし、これら各クラブの特性に応じ連盟を構成する。

2 本協会の構成団体として、次の連盟をおく。

- (1) 社会人連盟
- (2) 教職員中学高校連盟
- (3) レディース連盟
- (4) ジュニア連盟

3 本協会に加盟する団体は、市内に主たる活動拠点を持ち、ほぼ定期的に活動し、2名以上の会員登録を以ってクラブとする。

(登録)

第8条 本協会に会員登録を希望する者は、各クラブを通じて登録する。

第五章 役 員

(役員)

第9条 本協会に、次の役員をおく。

| | |
|-------|-----|
| 会 長 | 1 名 |
| 副 会 長 | 若干名 |
| 顧 問 | 若干名 |

| | |
|-----------|-------|
| 参 与 | 若干名 |
| 監 査 | 若干名 |
| 理 事 長 | 1 名 |
| 副 理 事 長 | 若干名 |
| 常 任 理 事 | 若干名 |
| 常 任 副 理 事 | 若干名 |
| 連 盟 理 事 | 若干名 |
| 連 盟 副 理 事 | 若干名 |
| 代 議 員 | クラブ代表 |

2 前項の他、若干名の名誉役員をおくことができる。

(任務)

- 第10条 会長は本協会を代表し、会務を統括する。
副会長は会長を補佐し、会長不在時はこれを代行する。
顧問は、会長の諮問に応じ意見を具申する。
参与は、会長の委嘱するところにより、行事その他の一部を分担する。
監査は会計を監査し、会計事務の処理に関して適切な助言を行う。
理事長は総会の議決に従い会務を執行する。
副理事長は理事長を補佐し、理事長不在時はこれを代行する。
常任理事は理事長を補佐し、役割に応じて会務を執行する。
常任副理事は常任理事を補佐し、常任理事不在時はこれを代行する。
連盟理事は連盟を代表して連盟の運営に任じ、理事長を補佐して会務を執行する。
連盟副理事は連盟理事を補佐し、連盟理事不在時はこれを代行する。
代議員は、それぞれのクラブを代表して総会に出席し、議案の審議および議決を行う。

(役員を選出)

- 第11条 名誉役員は、永年に亘る役員経験者から、理事会において推薦し、総会において承認を得るものとする。
会長および副会長は、会員または会員外の学識経験者から、理事会において推薦し、総会において承認を得るものとする。
顧問、参与および監査は、会員または会員外の学識経験者から、理事会において推薦し、会長が委嘱し、総会において承認を得るものとする。
理事長は、常任理事および連盟理事から、会長および副会長が推薦し、総会において承認を得るものとする。
副理事長は、常任理事および連盟理事から、理事長が推薦し、総会において承認を得るものとする。
常任理事および常任副理事は、会員から、クラブまたは理事会が推薦し、総会において承認を得るものとする。
連盟理事および連盟副理事は、各連盟ごとにその会員より互選し、総会において承認を得るものとする。
代議員は、クラブごとにその会員より互選する。ただし、他の役員と重複してはならない。
- 2 常任理事の構成は総務、会計、広報、審判、競技、強化および指導の各理事とする。
 - 3 連盟理事の構成は、社会人連盟、教職員中学高校連盟、レディース連盟、ジュニア連盟の各代表とする。

(任期・兼任・補充)

第12条 役員の任期は1年とし、留任を妨げない。兼任は代議員を除き妨げない。また欠員等何らかの事情により年度途中で役員を補充する必要がある場合、役員の選出および承認は理事会に委ね、補充役員の任期は次回総会までとする。

第六章 会議

第13条 本協会の運営は、次の会議によって行う。

- (1) 総会
- (2) 理事会

(総会)

第14条 定期総会は毎年1回4月に会長が召集する。

2 会長は、必要と認めた時には臨時総会を招集することができる。

(総会の構成)

第15条 総会の構成員は、第9条第1項に掲げる者とする。ただし、代議員は前年度加盟登録したクラブの代表とする。

(総会の議題)

第16条 総会においては、次の諸事項を審議または議決する。

- (1) 事業報告および決算
- (2) 事業計画および予算
- (3) 役員の選出および承認
- (4) 規約の改廃
- (5) 本協会の登録費
- (6) その他

(総会の定数)

第17条 総会は、その構成員の過半数の出席（委任状含む）を以って成立し、出席者の過半数により議決する。ただし本規約の改廃には、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(理事会)

第18条 定期理事会は、年度計画に基づき定期に会長が召集する。

2 会長は、必要と認める時には臨時に召集することができる。

(理事会の構成)

第19条 理事会の構成は、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事、常任副理事、連盟理事、連盟副理事とする。ただし連盟理事に限り、連盟役員による代理を認める。

2 その他の役員は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(理事会の任務)

第20条 理事会の任務は次の事項とする。

- (1) 総会で承認された会務の執行
- (2) 各種規程、内規の制定および改廃
- (3) 第12条に係わる役員の承認

(理事会の定数)

第21条 理事会は、その構成員の過半数の出席（委任状含む）を以って成立し、出席者の過半数により議決する。ただし、第12条による補充役員の承認には、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

第七章 会計

(経費)

第22条 本協会の経費は寄付金、登録費、事業行事の参加費その他を以ってまかなう。
(経費の使用)

第23条 本協会の経費の使用は、総会で承認された各連盟への助成金並びに競技会等への参加または講習会、練習会、競技会の開催、その他協会の維持発展に必要な活動にあてるものとする。

(会計年度)

第24条 本協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

付 則

本規約は制定日を以って発効し、改正日を以って施行日とする。

昭和44年5月21日制定
昭和58年4月 9日改正
平成 9年4月12日改正
平成18年4月 9日改正
平成19年4月14日改正
平成20年4月12日改正
平成23年4月12日改正
平成25年4月 6日改正
平成29年4月 8日改正
平成30年4月 7日改正
2020年4月 5日改正
2024年4月 7日改正